

■教育行政のポイント

“アクティブ・ラーニング”を考える

菱村 幸彦

平成26年11月、文部科学省は、中央教育審議会に次期教育課程の改定について諮問した。その諮問で注目されている課題の一つに「アクティブ・ラーニング」がある。

それは大学教育から始まった

これまで、教育課程改定の審議に際して、具体的な指導方法について諮問されることはなかった。というのは、学習指導要領は、法的拘束性のある基準立法だから、教育方法については、できるだけ教師の創意工夫に委ねようという考えからである。

その点、今回は、教育方法であるアクティブ・ラーニングを真正面から取り上げて審議を求める異例の諮問となっている。それも諮問文の中で4回もアクティブ・ラーニングという言葉が出てくるほど力が入っている。

では、アクティブ・ラーニングとは何か。実は、アクティブ・ラーニングと呼ばれる指導方法は、いま大学教育において導入が急がれている課題である。

中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月28日)は、「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見だしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)への転換が必要である」と提言した。

また、同答申に付された「用語集」で、アクティブ・ラーニングについて「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育

成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」と解説している。

なぜ、いま大学教育においてアクティブ・ラーニングの導入が急がれているのかというと、その背景には、大学が大衆化し、基礎学力や学習能力の不十分な学生が多量に入学している現実がある。つまり、従来型の座学中心では、学習成果が見込めなくなった、というより、授業の成立が難しくなった状況があるのだ。

初等中等教育では以前から実施

この観点からいえば、初等中等教育では従来からアクティブ・ラーニングを行っているといっている。例えば、多くの教員は、児童生徒の学習への能動的参加を高めるため、教材の提示や発問の仕方を研究し、日々の授業の展開を工夫している。特に総合学習では、上記用語集でいう発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等やグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の諸活動を中心に実践している。

文科省の塩見みづ枝初等中等教育局教育課程課長(当時)は、『教職研修』(平成27年2月号)のインタビューで、「これまでの指導法をすべて否定して、これからは全部アクティブ・ラーニングという型にしなければいけないということではない」と述べている。

アクティブ・ラーニングといっても、これまでの授業が様変わりするような特別の新しい教授法が導入されるわけではない。不安も期待も不要と言えよう。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●年間を通した巻頭言の主題 213 項目を月ごとに収録！ 《3月19日発売》

学校だより巻頭言のネタ事典

教育開発研究所[編] 四六判変型・228頁/定価(本体2,000円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

